

青森県報

第千九百五十四号

平成十三年十二月三日(月曜日)

目次

告示

- 漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正……………(団体経営課) ……一
- 右 同……………(同) ……一
- 保安林の指定予定……………(林政課) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 保安林皆伐許容面積の限度……………(同) ……二
- 公有水面埋立ての免許の出願の要領……………(漁港漁場整備課) ……四
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(経理課) ……五
- 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(文化・スポーツ振興課) ……六

告示

告示

青森県告示第六百五十九号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号(漁業災害補償法による加入区の設定)の一部を次のように改正する。

平成十三年十二月三日

二の表白糖区域の項を次のように改める。

青森県知事 木村守男

白糖区域 白糠漁業協同組合 の地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 総トン数五トン以上の漁船により、いかつり漁業とこうなご棒受網漁業を併せ営む漁業 2 総トン数四トン以上五トン未満の漁船により、いかつり漁業とこうなご棒受網漁業を併せ営む漁業 3 1及び2に掲げる漁業以外の漁業
-------------------------	--

青森県告示第六百六十号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号(漁業災害補償法による加入区の設定)の一部を次のように改正する。

平成十三年十二月三日

青森県知事 木村守男

二の表大畑町区域の項の次に次のように加える。

下風呂区域 下風呂漁業協同組合 の地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 総トン数五トン以上の漁船により営むいかつり漁業 2 総トン数五トン未満の漁船により営むいかつり漁業 3 1及び2に掲げる漁業以外の漁業
---------------------------	---

青森県告示第六百六十一号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月三日

青森県知事 木 村 守 男

一 保安林予定森林の所在場所

上北郡東北町字太田平四一の五九、五一

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び東北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第六百六十二号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月三日

青森県知事 木 村 守 男

一 保安林予定森林の所在場所

三戸郡階上町大字鳥屋部字行人三六の三・三六の六〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字行人三六の三（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び階上町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第六百六十三号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成十三年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

平成十三年十二月三日

青森県知事 木 村 守 男

皆伐許容面積限度を定める単位区域又は森林の集団の所在	保安林種	皆伐許容面積限度（ヘクタール）
中村川（笹内川）	水源かん養保安林	一七六・九八
岩木川下流	〃	六八・二三
岩木川上流	〃	一、一〇五・三五
平川	〃	五三一・三七
浅瀬石川	〃	六五八・四四

下北西部	下北東部	青森地区	今別川、蟹田川	浅瀬石川	平川	岩木川上流	岩木川下流	中村川、笹内川	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川、蟹田川
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二二・四四	一四五・三三	一四九・五四	一八・一〇	一〇六・三四	四〇・六八	七・四〇	二九八・〇一	一五七・二七	一三四・〇五	八八七・四八	六六八・三六	五八九・六四	二一・〇〇	五四・一〇	七二・三七	五九二・七一	二六〇・五〇

〃 岩崎村	〃 深浦町	西津軽郡鰹ヶ沢町	八戸市	上北郡百石町	三沢市	〃 横浜町	〃 六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	北津軽郡市浦村	西津軽郡木造町	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区
〃	〃	防風保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	飛砂防備保安林	〃	〃	〃	〃
〇・六〇	〇・八〇	三・五六	二・六六	四・八〇	一一・一六	一一・五〇	一一・〇六	六・二〇	〇・三六	〇・三二	一九・二三	六・二〇	六・一四	九三・四一	九一・九四	一・一四	六七・七一

北津軽郡中里町	上北郡百石町	十和田市	三沢市	〃 上北町	〃 七戸町	〃 横浜町	〃 六ヶ所村	上北郡野辺地町	むつ市	下北郡東通村	〃 金木町	〃 鶴田町	北津軽郡市浦村	五所川原市	〃 木造町	〃 車力村	〃 森田村
干害防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二・四〇	〇・〇二	〇・四八	四・七〇	〇・六〇	〇・六六	八・三〇	三三・八〇	〇・五〇	四・二〇	一三・八〇	〇・三〇	三・二八	一五・九〇	〇・〇二	五五・七〇	六九・二〇	〇・八四

青森県告示第六百六十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十三

南部地区	津軽地区	〃 福地村	〃 三戸町	三戸郡階上町	上北郡六ヶ所村	三沢市	十和田市	〃 七戸町	上北郡東北町	〃 協野沢村	〃 川内町	下北郡大間町	〃 平内町	東津軽郡三厩村	青森市
〃	保健保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
八六・八九	一五五・五八	八・八六	六・八六	三・九四	四八・二八	三・二六	二・七四	二・九四	〇・三八	五・〇二	二五・九四	三・六〇	〇・九〇	〇・〇八	一・七六

年十一月二十一日公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。
なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、大間町役場に備えて置いて縦覧に供する。

平成十三年十二月三日

青森県知事 木 村 守 男

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

下北郡大間町大字大間平五三池先公有水面

2 区域

次の①の地点から⑩の地点までを順次に直線で結んだ線、⑨の地点と⑩の地点とを結ぶ平成十年一月二十二日付け青森県指令第一五一号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（T・P・プラス〇・六六八）及び①の地点と⑩の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 下手浜港東防波堤灯台（北緯四一度三二分三七秒四〇、東経一四〇度五五分二八秒一五）から二八六度五一分〇五秒一九四・七メートルの地点

②の地点 ①の地点から一四一度三二分〇二秒六〇・一メートルの地点

③の地点 ②の地点から一二二度一七四分一秒五〇・一メートルの地点

④の地点 ③の地点から三〇度三八分三秒〇・九メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から一二二度一九分五秒一六・二メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から一二二度一七分一八秒七・七メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から二三二度二〇分三秒四五・九メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から三二二度二六分一五秒一〇・〇メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から二三二度二〇分三秒二二〇・〇メートルの地点
⑩の地点 ⑨の地点から三二二度二六分一五秒二四・〇メートルの地点

3 面積

七、四四一・六四平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

下北郡大間町大字大間平五三池先公有水面

2 区域

次の①の地点から⑩の地点までを順次に直線で結んだ線、⑨の地点と⑩の地点とを結ぶ平成十年一月二十二日付け青森県指令第一五一号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（T・P・プラス〇・六六八）及び①の地点と⑩の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 下手浜港東防波堤灯台（北緯四一度三二分三七秒四〇、東経一四〇度五五分二八秒一五）から二八六度五一分〇五秒一九四・七メートルの地点

②の地点 ①の地点から一四一度三二分〇二秒六〇・一メートルの地点

③の地点 ②の地点から一二二度一七四分一秒五〇・一メートルの地点

④の地点 ③の地点から三〇度三八分三秒〇・九メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から一二二度一九分五秒一六・二メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から一二二度一七分一八秒七・七メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から三二二度二〇分三秒五九・四メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から三二二度二六分一五秒一〇・一メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から三二二度二〇分三秒一〇・〇メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から三二二度二六分一五秒三四・〇メートルの地点

3 面積

一〇、二〇四・三二平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

青森県告示第六百六十五号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一

部を次のように改正する。

平成十三年十二月三日

青森県知事 木 村 守 男

第一号の表中

「筒井支店」青森市大字筒井

「」を

「筒井支店」青森市筒井三丁目

「」に改める。

第三号の表中

「株式会社みちのく銀行問屋町支店」青森市大字八ッ役

「」を

「株式会社みちのく銀行問屋町支店」青森市第二問屋町三丁目「」に改める。

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年十二月三日

青森県知事 木 村 守 男

一 申請のあつた年月日

平成十三年十一月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人リサイクルネットワーク青森

三 代表者の氏名

工藤 榮

四 主たる事務所の所在地

青森市大字浜館字間瀬三六の一

五 定款に記載された目的

この法人は、青森県民一人ひとりに対して、リサイクルを軸とした循環型社会の構築の中心となり得るような事業を行い、真に豊かな未来の創造を最大の目標として地域の人々が安定して生活できる循環型社会の実現に寄与する事を目的とする。

発行所・発行人	印刷所・販売人
青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十七円八十五銭